

# 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の 運用状況について



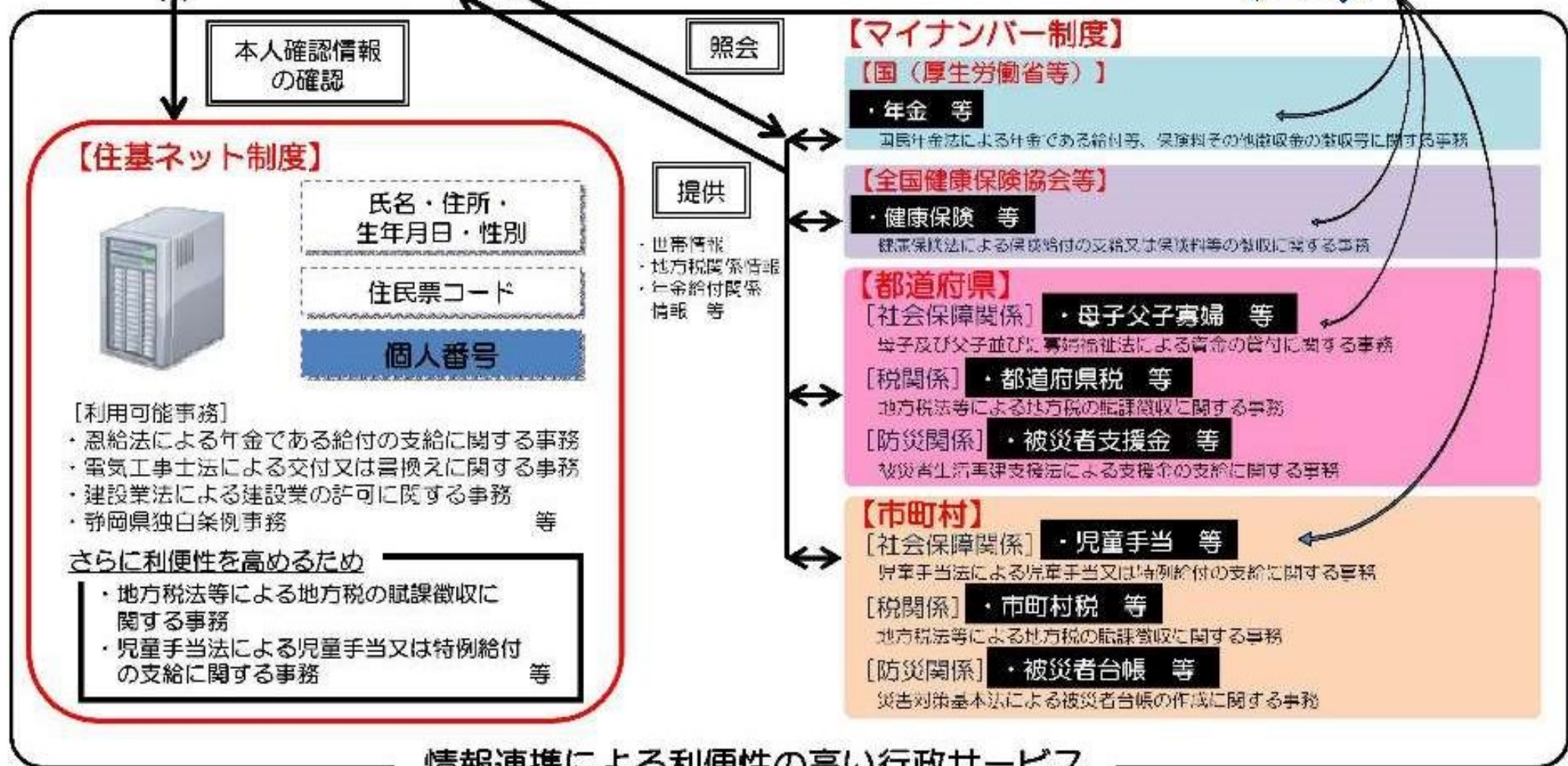
令和5年12月11日(月)  
静岡県経営管理部

# 住基ネットとマイナンバー制度の連携



各種申請書の提出  
個人番号の提示

行政サービスの提供



情報連携による利便性の高い行政サービス



# マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

## 対面での本人確認

- ✓ 顔写真付きの本人確認書類として
  - 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
  - 顔写真があるのでなりすましができない
  - 公私での本人確認が可能

表



## 電子的な本人確認

- ✓ オンラインで安全・確実に本人を証明
  - 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続や契約が可能
  - 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
  - マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
  - さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

<例> 窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

➡ Society 5.0時代の必須ツール

## マイナンバーの提示

- ✓ このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明
  - 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

裏



# マイナンバーカードの利用シーンの拡大

## 健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できるオンライン資格確認の運用開始(R3.10~本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や**薬剤情報**の閲覧等も可能に(R3.10~)

## マイナポイント第2弾

- ①マイナンバーカード取得
  - ②カードの健康保険証利用申込
  - ③公金受取口座登録
- をすると、**最大2万円相当**のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- 令和5年9月末で終了しました。

## コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など**各種証明書が取得可能**(R5.3.1 対象人口:11,550万人)

## 民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、**确实・簡便な本人確認が可能に**
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及(R5.7.11現在、**民間事業者458社**がサービスを提供)

## マイナポータル

- 子育て関連手続や**引越し手続**を**オンライン申請**できるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)**の**確認**が可能

## 職員証・社員証としての利用

- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用(TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータが活用)

## マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用  
⇒「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(R5.6.9閣議決定)に基づく工程表に沿って推進  
**運転免許証**(~R7.3までに実現)、**国家資格証**、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワーク受付票**、**在留カード**等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナウイルスの接種証明書(電子版)が取得可能に
- **電子処方箋**の運用開始(R5.1)。マイナポータル等で電子処方箋の情報閲覧が可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)を**スマートフォンに搭載**(Androidスマホへの搭載をR5年5月に開始。)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に



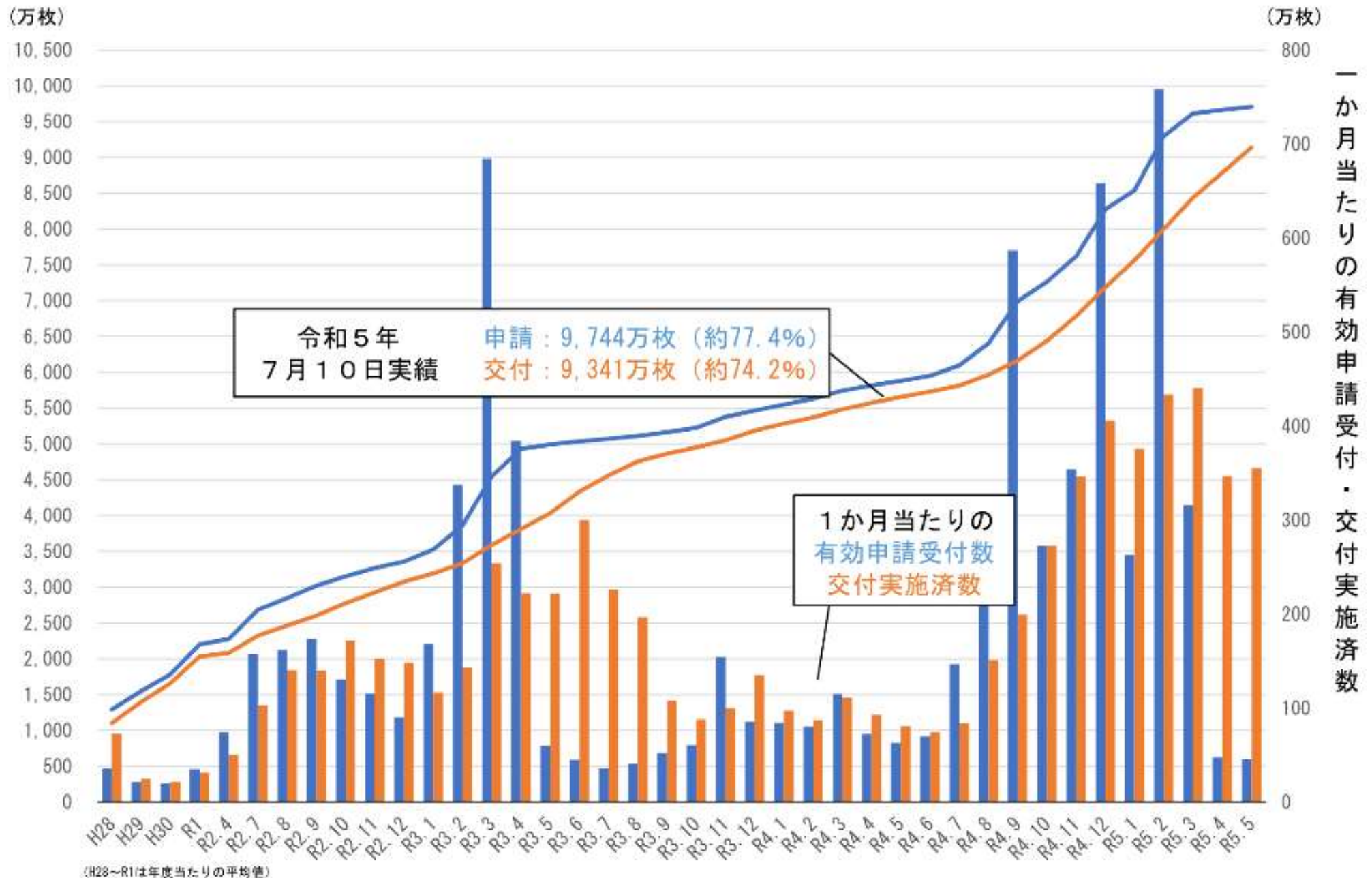
# マイナンバーカードの交付・保有枚数等について（令和5年10月末時点）

## ○ 団体区分別

区分	人口(R5.1.1時点)	交付枚数(累計)	保有枚数	人口に対する保有枚数率
全国	125,416,877	96,714,263	91,151,168	72.7%
指定都市	27,473,490	21,050,969	19,863,081	72.3%
特別区・市 (指定都市を除く)	87,509,892	67,506,380	63,588,521	72.7%
町村	10,433,495	8,156,914	7,699,566	73.8%

# マイナンバーカードの申請・交付状況

累計有効申請受付・交付実施済数



# マイナンバーカードの交付・保有枚数等について（令和5年10月末時点）

## ○ 都道府県別

都道府県名	人口 (R5.1.1時点)	交付枚数(累計)	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
北海道	5,139,913	3,870,803	3,675,494	71.5%
青森県	1,225,497	954,390	902,468	73.6%
岩手県	1,189,670	918,022	868,221	73.0%
宮城県	2,257,472	1,734,773	1,647,815	73.0%
秋田県	941,021	753,858	717,862	76.3%
山形県	1,042,396	834,325	794,143	76.2%
福島県	1,818,581	1,417,771	1,335,447	73.4%
茨城県	2,879,808	2,219,386	2,082,414	72.3%
栃木県	1,929,434	1,494,388	1,409,006	73.0%
群馬県	1,930,976	1,484,160	1,400,380	72.5%
埼玉県	7,381,035	5,488,936	5,210,076	70.6%
千葉県	6,310,075	4,845,432	4,591,377	72.8%
東京都	13,841,665	10,432,929	9,659,703	69.8%
神奈川県	9,212,003	7,044,697	6,625,370	71.9%
新潟県	2,163,908	1,672,659	1,598,785	73.9%
富山県	1,028,440	820,745	781,176	76.0%
石川県	1,117,303	893,785	849,635	76.0%
福井県	759,777	607,393	578,280	76.1%
山梨県	812,615	623,626	589,435	72.5%
長野県	2,043,798	1,530,543	1,453,135	71.1%
岐阜県	1,982,294	1,599,889	1,514,932	76.4%
静岡県	3,633,773	2,906,640	2,739,596	75.4%
愛知県	7,512,703	5,837,705	5,482,131	73.0%
三重県	1,772,427	1,361,822	1,277,321	72.1%

都道府県名	人口 (R5.1.1時点)	交付枚数(累計)	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
滋賀県	1,413,989	1,116,925	1,055,362	74.6%
京都府	2,501,269	1,884,677	1,768,164	70.7%
大阪府	8,784,421	6,628,693	6,231,320	70.9%
兵庫県	5,459,867	4,281,511	4,013,418	73.5%
奈良県	1,325,385	1,047,976	985,062	74.3%
和歌山県	924,469	726,292	690,832	74.7%
鳥取県	546,558	442,599	420,310	76.9%
島根県	658,809	531,504	501,551	76.1%
岡山県	1,865,478	1,451,315	1,377,354	73.8%
広島県	2,770,623	2,240,452	2,114,342	76.3%
山口県	1,326,218	1,076,188	1,014,835	76.5%
徳島県	718,879	542,221	512,921	71.4%
香川県	956,787	753,525	715,660	74.8%
愛媛県	1,327,185	1,065,047	1,010,335	76.1%
高知県	684,964	503,055	480,462	70.1%
福岡県	5,104,921	3,913,995	3,724,881	73.0%
佐賀県	806,877	656,282	622,304	77.1%
長崎県	1,306,060	1,032,522	969,566	74.2%
熊本県	1,737,946	1,378,348	1,306,726	75.2%
大分県	1,123,525	888,014	841,177	74.9%
宮崎県	1,068,838	935,994	868,946	81.3%
鹿児島県	1,591,699	1,309,952	1,241,595	78.0%
沖縄県	1,485,526	958,499	899,843	60.6%



# マイナンバーカードの交付・保有枚数等について(令和5年10月末時点)

## ○県内市町別

順位	市区町村名	総数(人口) 【R5.1.1時点】	累計交付枚数 【R5.10末時点】	保有枚数 【R5.10末時点】	人口に対する 保有枚数率
1	賀茂郡西伊豆町	7,098	6,580	5,764	81.2%
2	湖西市	58,400	49,658	46,213	79.1%
3	焼津市	137,199	116,148	108,323	79.0%
4	賀茂郡松崎町	5,971	5,058	4,699	78.7%
5	島田市	96,496	79,989	75,939	78.7%
6	藤枝市	142,387	117,087	111,283	78.2%
7	牧之原市	43,497	36,205	33,755	77.6%
8	賀茂郡東伊豆町	11,414	9,758	8,844	77.5%
9	駿東郡長泉町	43,553	35,435	33,726	77.4%
10	周智郡森町	17,431	14,288	13,483	77.4%
11	榛原郡川根本町	6,078	5,036	4,689	77.1%
12	掛川市	115,873	94,011	88,976	76.8%
13	榛原郡吉田町	29,286	24,213	22,463	76.7%
14	伊豆市	28,872	23,468	22,108	76.6%
15	裾野市	49,779	41,515	38,028	76.4%
16	袋井市	88,562	72,923	67,434	76.1%
17	浜松市	792,704	632,553	602,271	76.0%
18	菊川市	47,738	39,207	36,243	75.9%

順位	市区町村名	総数(人口) 【R5.1.1時点】	累計交付枚数 【R5.10末時点】	保有枚数 【R5.10末時点】	人口に対する 保有枚数率
19	駿東郡小山町	17,611	14,690	13,276	75.4%
20	御殿場市	85,267	70,061	64,097	75.2%
21	下田市	20,099	16,477	15,050	74.9%
22	磐田市	167,520	133,740	125,412	74.9%
23	賀茂郡河津町	6,728	5,420	5,035	74.8%
24	御前崎市	30,706	24,714	22,941	74.7%
25	賀茂郡南伊豆町	7,726	6,175	5,767	74.6%
26	静岡市	683,739	537,402	509,344	74.5%
27	伊豆の国市	47,261	37,666	35,136	74.3%
28	三島市	107,204	84,216	79,614	74.3%
29	富士宮市	129,250	101,032	95,579	73.9%
30	富士市	249,094	196,565	184,118	73.9%
31	田方郡函南町	37,042	28,507	27,172	73.4%
32	沼津市	189,632	147,788	138,442	73.0%
33	駿東郡清水町	31,837	24,184	22,915	72.0%
34	伊東市	66,286	48,883	47,326	71.4%
35	熱海市	34,433	25,988	24,131	70.1%



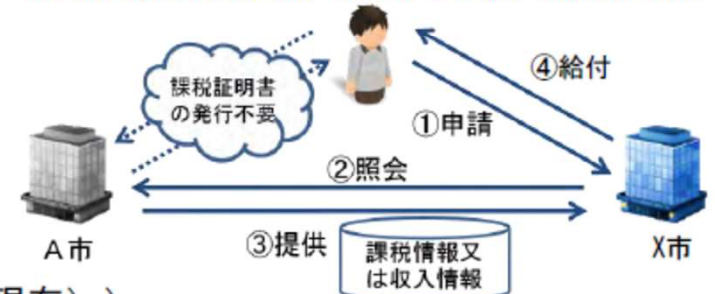
# マイナンバーによる情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の中で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

## 1. 経緯

- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・令和元年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続(現在))

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



## 2. 効果の発現

○ある地方公共団体の例



Before



After

パソコンでスムーズな事務処理が可能に。

膨大な量のペーパーを見なくてよくなったわー!



行政職員

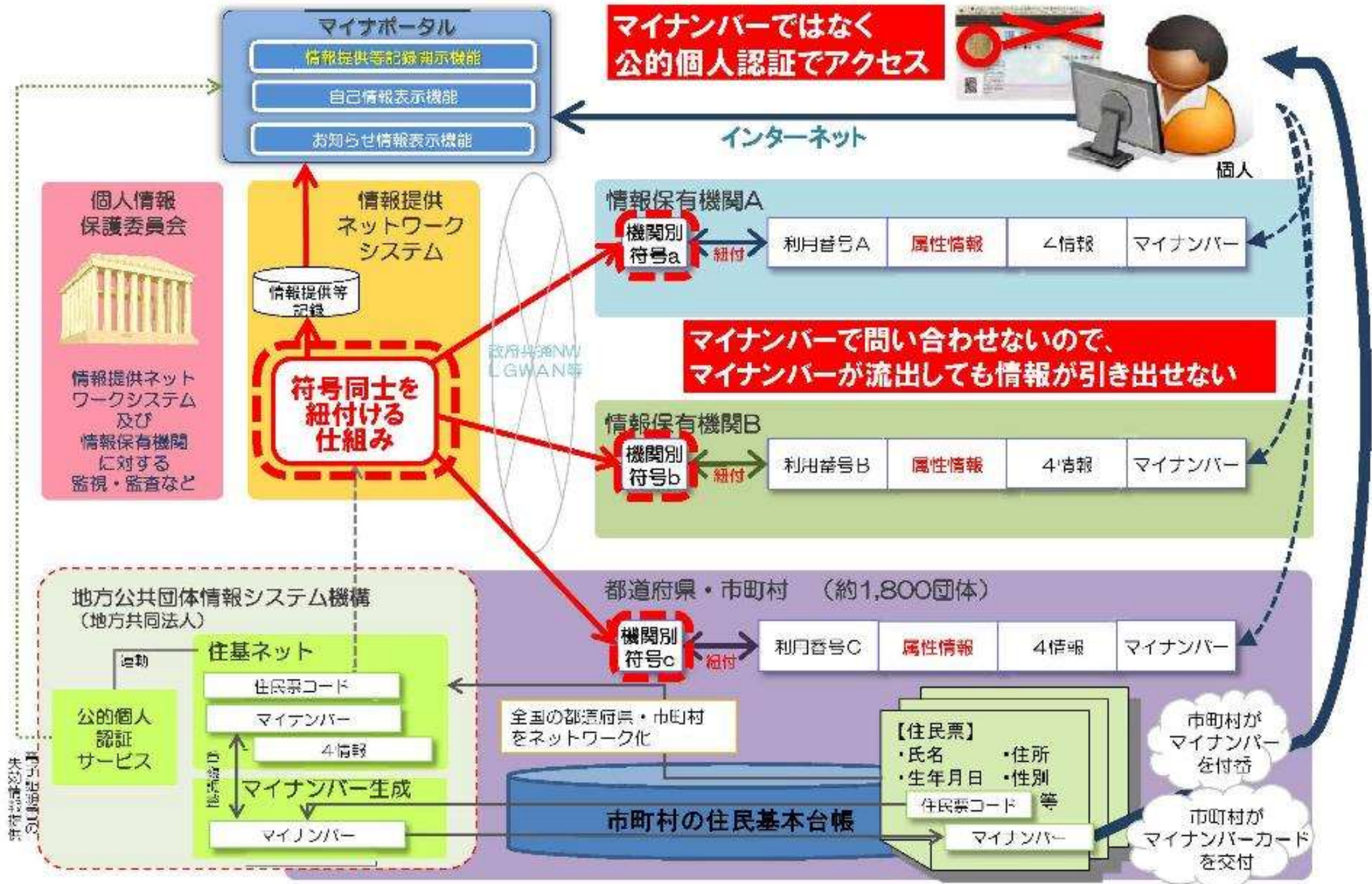


市民向けの手続も早くなったわ

- 個人住民税の遠隔地扶養認定の照会件数 約25,000件/年  
(毎年夏頃、50人の職員が4時間をかけて照会文書の封入・発送事務に従事(段ボール箱:10箱分))
- 転出した住民に係る保育料等の認定に必要な課税証明書の作成・発送 約25,000件/年  
(1件ずつ依頼文書を確認し、郵送等で発送)
- 転居した住民に係る介護保険料認定等のために必要な所得情報の回答件数 約30,000件/年  
(1件ずつ内容を確認し、郵送等で文書回答)



# マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携





今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

## 【改正のポイント】

### 1. マイナンバーの利用範囲の拡大

（マイナンバー法、住民基本台帳法）

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。  
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
  - 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

### 2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

（マイナンバー法、住民基本台帳法）

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。  
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
  - 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。  
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能
- ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

### 3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

（マイナンバー法、医療保険各法）

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
  - 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

### 4. マイナンバーカードの普及・利用促進

（マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法）

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書発行等に関する事務を可能とする。
  - 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
  - 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。
- ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

### 5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

（戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法）

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
  - マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。
- ⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



### 6. 公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）

（公金受取口座登録法等）

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。  
（※1）公金受取口座は給付のみに利用。  
（※2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- ⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

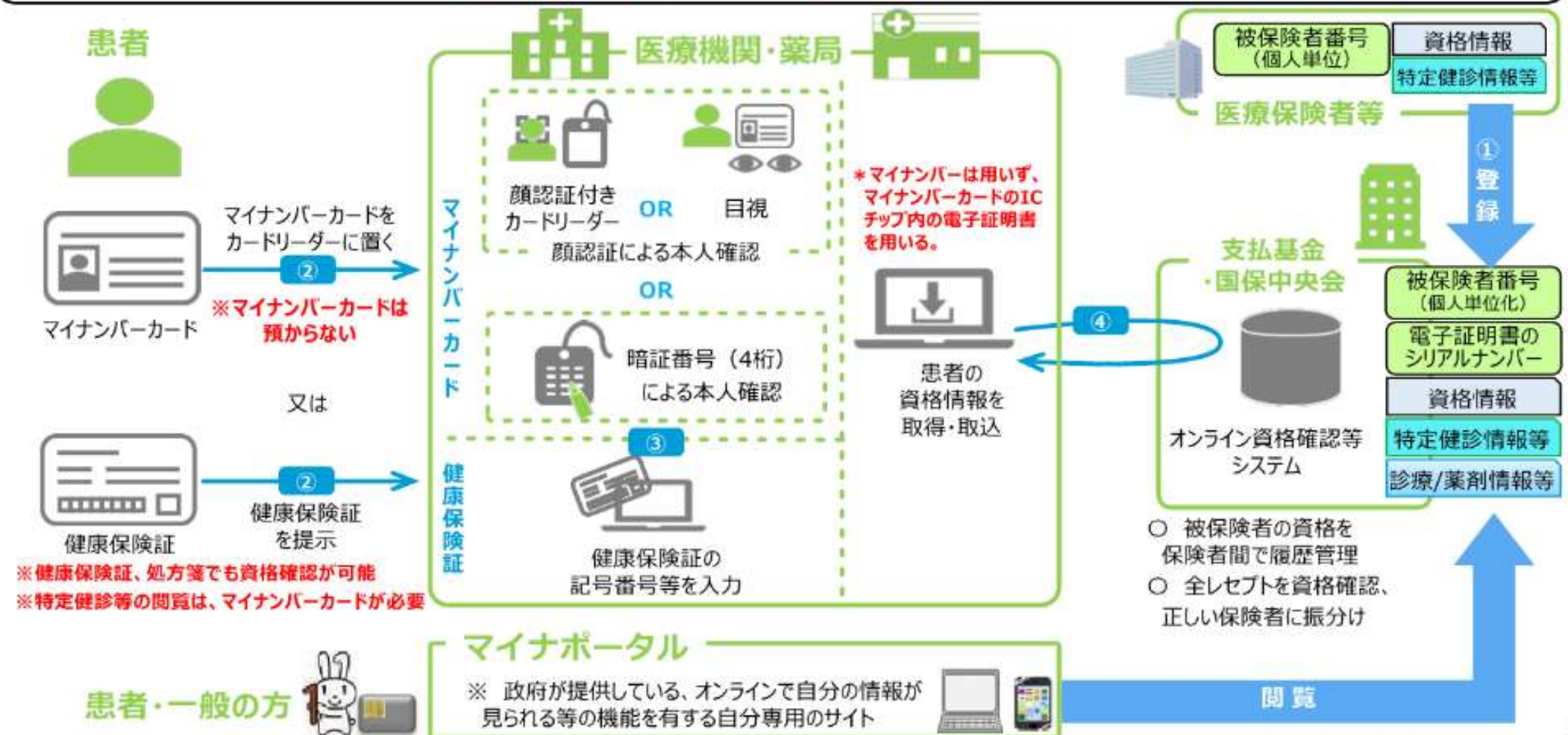
施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）



# マイナンバーカードの健康保険証利用

○ オンライン資格確認等システムの導入により、

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
- ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。





# マイナンバーカードと健康保険証の一体化

## 背景

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、健康・医療に関する多くのデータに基づくより良い医療を受けていただくことが可能、転職時の健康保険証の切替が不要といった様々なメリットがある。こうしたメリットをより多くの国民、関係者の皆様に早くお届けできるよう、2024年秋の健康保険証の廃止を目指している。
- 健康保険証の廃止に向けては、マイナンバーカードの取得の促進を徹底することが重要であり、乳幼児を含むすべての方がマイナンバーカードを持ち得るよう、カードの交付手続や様式の見直しが必要。他方で、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に、必要な保険診療を確実に受けられるようにすることも必要。
- このため、乳児（申請時に1歳未満の者）に交付するカードの交付手続・様式を見直すとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が保険診療を受ける際の手続に係る環境整備を行うこととする。

## マイナンバー法の一部改正

- 申請時に一定年齢未満（1歳未満）の者に交付するマイナンバーカードについて、顔写真を不要とする。

## 健康保険法等の一部改正

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
- 長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組として、これまで行われてきた被保険者資格証明書（現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更）の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備。
- 健康保険証の廃止に伴い不要となる規定（有効期間の設定等）を削除。
- 発行済みの健康保険証を1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

## 改正の効果

- 乳児について、マイナンバーカードの交付に係る手続を見直し、顔写真の提出を不要とすることにより、速やかなカード交付を可能とする。
- 健康保険証廃止後も、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が保険診療を受けることを可能とする。

施行期日：公布の日から1年6月以内の政令で定める日

# マイナンバーカードの普及・利用促進

## 背景

- 2019年のデジタル手続法により、「戸籍の附票」を個人認証の基盤として、国外転出者についてもマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を可能とするため、マイナンバー法等を改正（2024年5月30日までに施行）した。
- 一方で、改正後においても、国外転出者がマイナンバーカードの交付・更新や電子証明書の発行・更新の手続を行う場合には、一時帰国して本籍地市町村の窓口で手続を行う必要があるため、国外転出者が帰国することなく在外公館においてマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する手続を行えるよう、必要な規定を整備。
- また、図書館サービスにおける利用者の確認など、暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明による最高位の確認までは求められない場面も多く、マイナンバーカードの利用の推進には、こうした場面における一定レベルの確認方法の規定整備が必要。
- 併せて、2024年秋を目指してマイナンバーカードと健康保険証を一体化（健康保険証廃止）する方針が示されたことを受け、より多くの国民がマイナンバーカードの交付申請や関連する手続をより円滑に行えるよう、交付申請の受付等が可能な場所を拡充する必要。

## マイナンバー法及び住民基本台帳法の一部改正

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付・更新等に関する事務が可能に。

## 公的個人認証法の一部改正

- 在外公館で、国外転出者に対する電子証明書の発行・更新等に関する事務が可能に。
- マイナンバーカードによる利用者の確認において、暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに確認をする方法の規定を整備し、マイナンバーカードの利用を推進する。

## 郵便局事務取扱法の一部改正

- 市町村から指定された郵便局で、マイナンバーカードの交付申請の受付等が可能に。

## 改正の効果

- 市区町村以外でもマイナンバーカードの申請・取得が可能となり、マイナンバーカードの取得の利便性が向上。
- マイナンバーカードの一定レベルの確認方法の規定整備により、マイナンバーカードの利用が推進される。

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（郵便局事務取扱法については公布日）

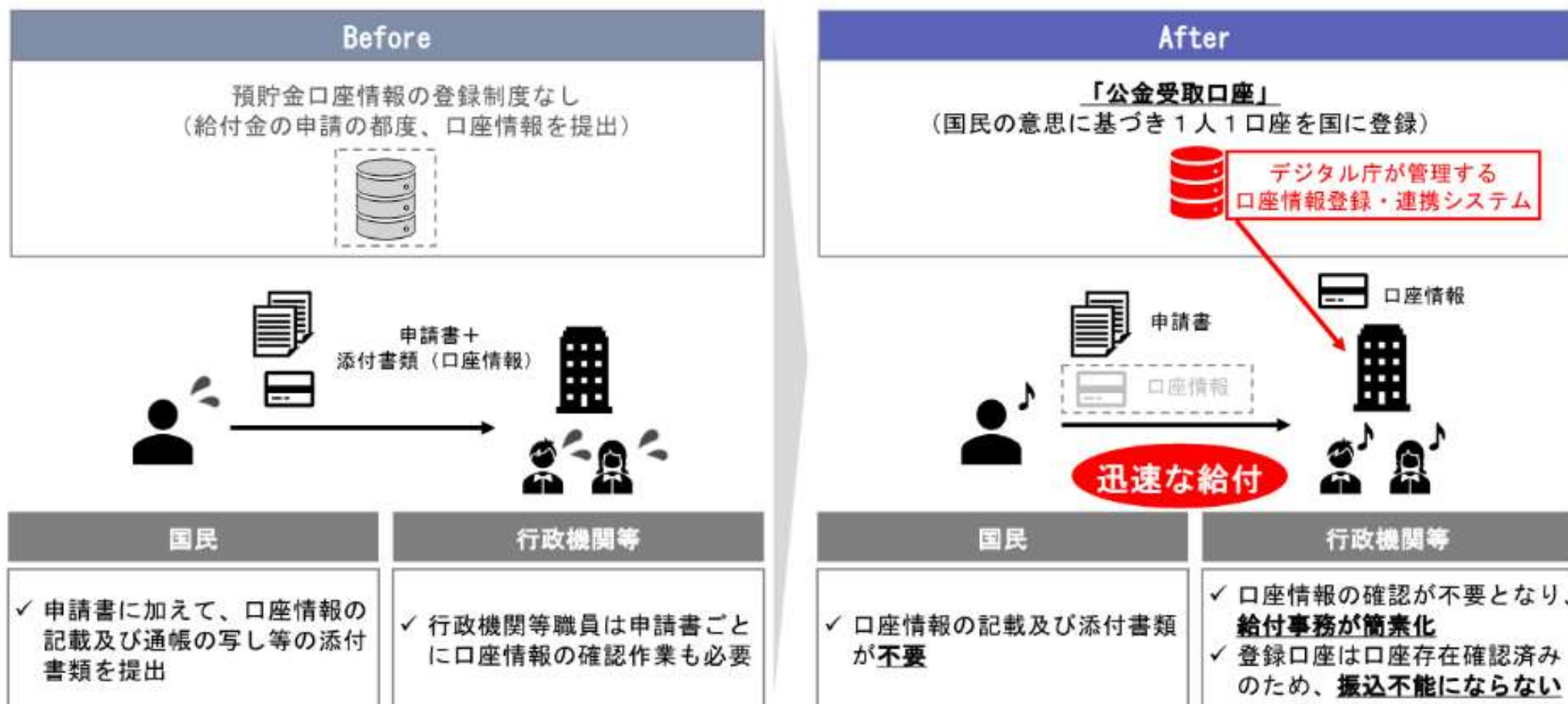


# 公金受取口座登録制度

- 「公金受取口座登録制度」は、口座登録法※に基づき、国民の皆様は、今後の公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録いただくことで、緊急時の給付金をはじめ、様々な公的給付の支給に利用できるようになるもの。

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）

- 令和4年3月28日より、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから公金受取口座の登録等が可能となっている。
- 給付事務における登録口座情報の利用については、令和4年10月11日より運用開始された。



# 公金受取口座の登録における「行政機関等経由登録の特例制度」の創設

## 背景

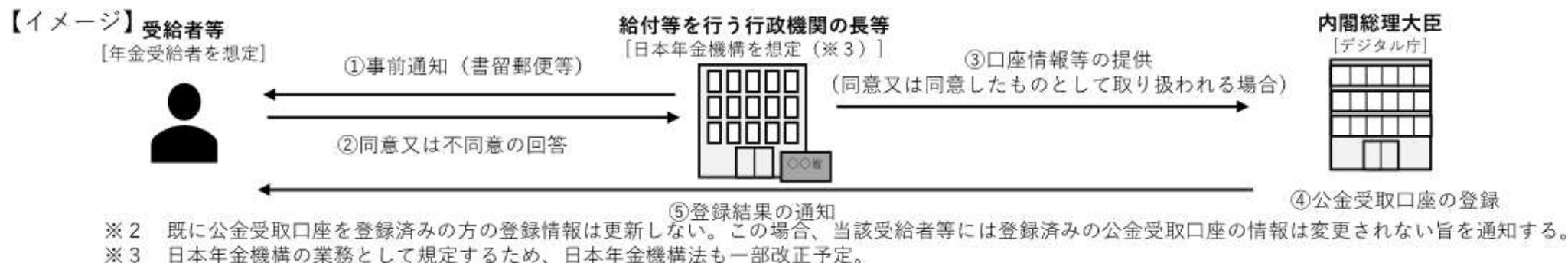
- 現行法では、①マイナポータル経由、②行政機関等経由、③金融機関経由[2023年度下期以降順次開始予定]の3種類の登録方法がある。
- 迅速かつ確実な給付の実現に向け、デジタルに不慣れな方でも簡易に公金受取口座の登録をできるように登録方法の拡充を図る。

[2023年3月末時点の登録件数は約4,931万件]

## 公金受取口座登録法の一部改正（「行政機関等経由登録の特例制度」の創設）

- 給付口座情報等を保有する行政機関の長等から、受給者等に対し下記を事前通知（書留郵便等）。
  - ・ 口座情報等を内閣総理大臣（デジタル庁）に提供することに同意又は不同意の回答を求める旨、
  - ・ 同意の場合には当該口座情報等が登録される旨、
  - ・ 一定期間（30日以上を想定）内に回答がないときは同意したものとして取り扱われる旨 等
- 受給者等が同意した場合又は同意したものとして取り扱われる場合、行政機関の長等は当該情報を内閣総理大臣に提供できる。
- 内閣総理大臣は当該口座情報等を公金受取口座として登録し、登録結果を受給者等に通知する。

※1 給付毎に口座を使い分ける方も想定され、どの口座が登録されるのかという受給者の混乱を回避するため、特例制度の対象となる給付を限定する必要がある。その限定にあたっては、ご高齢の方の登録率等も踏まえ、年金給付を対象に実施することを想定。



## 改正の効果

- デジタルに不慣れな方も簡易に公金受取口座の登録を行うことを可能にするとともに、給付の迅速化を図る。

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日